

第4章 障害福祉サービス等の見込み量と確保策

本計画では、見込み量を算定する障害福祉サービス、相談支援を表のように区分して整理しています。

区分	サービスの種類	サービスの内容
訪問系	居宅介護	ホームヘルパーを派遣し、自宅で、入浴や排せつ、食事などの介助を行います。
	重度訪問介護	重度の障害があり常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動などを総合的に行います。
	同行援護	視覚障害により移動に著しい困難がある方に、外出に必要な情報の提供や移動の援護などを行います。
	行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な方に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などを行います。
	重度障害者等包括支援	常に介護が必要な方で、介護の必要度が著しく高い方に、居宅介護などのサービスを包括的に提供します。
日中活動系	生活介護	常に介護が必要な方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
	自立訓練 (機能訓練、生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	通常の事業所で働きたい方に、一定の期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために訓練を行います。
	就労継続支援 (A型、B型)	通常の事業所で働くことが困難な方に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。雇用契約を伴うA型と、雇用契約を伴わないB型があります。
	就労定着支援 (新設)	就労移行支援等の利用を経て一般就労に移行した障害者で、就労に伴う環境変化などにより、生活面の課題が生じている方に対して、相談を受け必要な助言をしたり、会社や関係機関などとの連絡調整を行います。
療養介護	医療が必要な方で、常に介護を必要とする方に、主に昼間病院等において機能訓練、療養上の管理、看護などを提供します。	

区分	サービスの種類	サービスの内容
	短期入所 (福祉型、医療型)	在宅の障害者(児)を介護する方が病気の場合などに、障害者(児)が施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
居住系	自立生活援助 (新設)	グループホームなどを利用していた方が、ひとり暮らしを始めたときに、そのお宅を定期的に訪問し、ふだんの生活に何か問題が起きていないかなどを確認し、必要な助言や医療機関などとの連絡調整を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居(グループホーム)に入居する障害者に対し、夜間や休日等に相談や日常生活上の援助を行います。
	施設入所支援	施設に入所する障害者に対し、主として夜間に入浴、排せつ、食事の介護などの支援を行います。
相談支援	計画相談支援	障害福祉サービスの利用にあたり、その人に適した障害福祉サービスの利用計画の作成やモニタリング等の支援を行います。
	地域相談支援 (地域移行支援、 地域定着支援)	施設や病院に入所・入院している障害者に対して地域生活に移行するための支援を行ったり、地域で生活する障害者に対して地域生活を継続するための支援を行います。

1 訪問系サービス

① 実績・見込み量

訪問系サービスの平成 28 年度の利用者数は 164 人で、利用時間は 13,802 時間でした。平成 32 年度の利用者数、利用時間をそれぞれ 152 人、12,792 時間と見込みます。

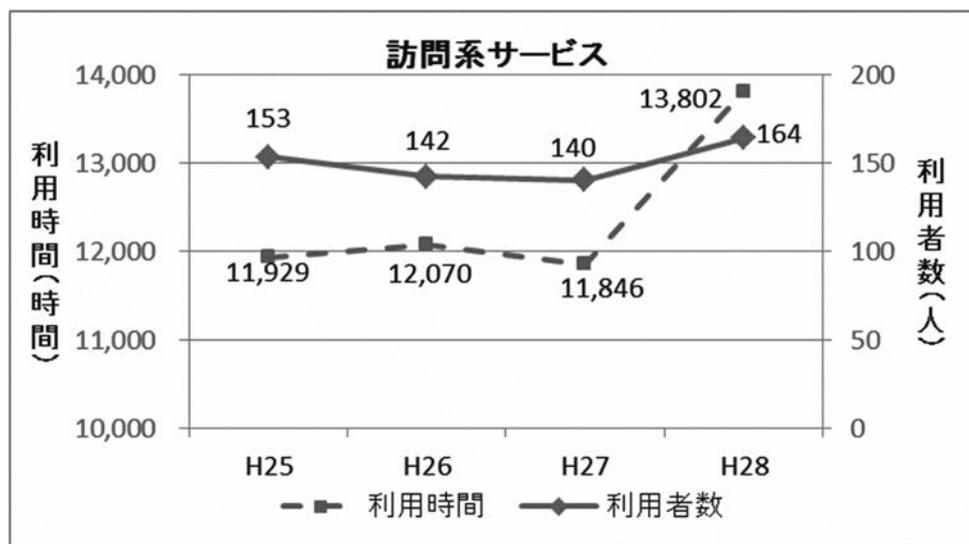
【サービス見込み量／1 か月あたりの利用者数、利用時間】

		平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度 (見込)	平成 31 年度 (見込)	平成 32 年度 (見込)
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	利用者数	164 人	149 人	150 人	152 人
	利用時間	13,802 時間	12,540 時間	12,624 時間	12,792 時間

② 見込み量算出の背景

【実績の推移からみる傾向】

訪問系サービスの利用者数は、平成 27 年度までは微減の傾向にありましたが、平成 28 年度には増加に転じています。利用時間についても、平成 27 年度まではほぼ横ばいで推移した一方、平成 28 年度は利用者増にともない利用時間も増加しました。一人あたりの利用時間は、平成 25 年度は約 78 時間でしたが平成 28 年度では約 84 時間でした。



【算出の考え方】

訪問系サービス全体の利用者数は増加し、一人あたりの利用時間は平成 28 年度実績から大きくは変動しないと推測して、利用者数および利用時間を見込みます。

アンケート調査では、十分利用できていない障害福祉サービスに関し、訪問系サービスを挙げる人は他のサービスに比べ少なくはありません。また、訪問系サービスの未利用者の今後の利用意向は、各障害種別とも 1 割程度みられ、一定の潜在ニーズがあることがうかがえます。

事業者を対象としたヒアリング調査では、重度訪問介護や夜間の居宅介護サービスに対応できる事業所が少ないことや、医療的ケアが必要な障害者の家族等を中心に、夜間の居宅介護サービスのニーズが高まりつつあることが指摘されています。

③ 見込み量確保のための方策

訪問系サービスについては、今後、増加するサービス利用量に対応するため、介護保険事業者等への情報提供を進め、障害福祉サービスの訪問系サービスへの参入を促します。また、ホームヘルパーの人材確保に向け、民間事業者が行うヘルパー養成講座への支援等を行います。

2 日中活動系サービス

(1) 生活介護

① 実績・見込み量

生活介護の平成 28 年度の利用者数は 292 人でした。平成 32 年度の生活介護の利用者数を 312 人と見込みます。

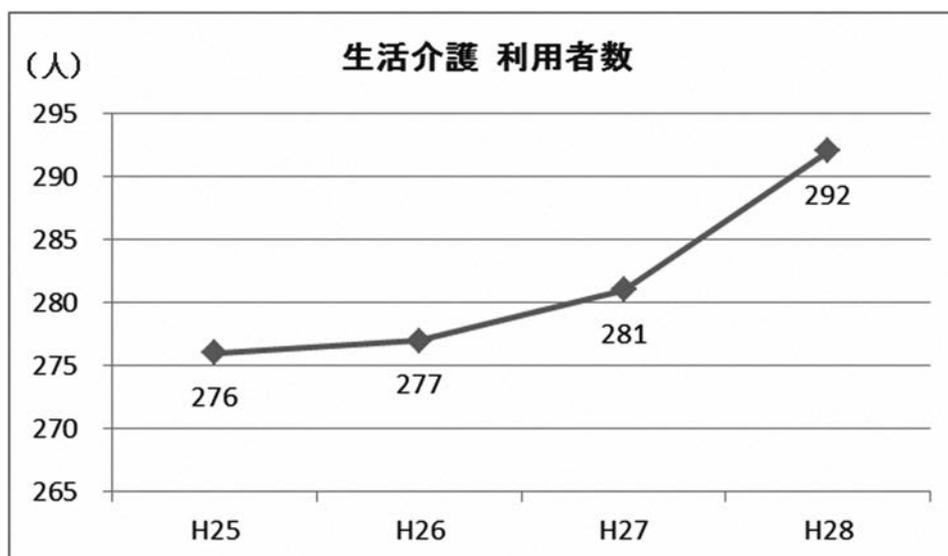
[サービス見込み量／1 か月あたりの利用者数、利用日数]

		平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度 (見込)	平成 31 年度 (見込)	平成 32 年度 (見込)
生活介護	利用者数	292 人	301 人	306 人	312 人
	利用日数	5,732 日	5,909 日	6,007 日	6,125 日

② 見込み量算出の背景

【実績の推移からみる傾向】

生活介護の利用者数は、平成 25 年度から平成 27 年度まではほぼ横ばいから微増で推移してきましたが、平成 28 年度には前年の 281 人から 292 人へと増加しています。今後も増加傾向が継続すると推測されます。



【算出の考え方】

平成 28 年度の実績では、生活介護の利用日数は、利用者 1 人あたり 19.6 日でした。平成 30 年度以降も、利用者 1 人当たりの利用日数は同水準で推移するものと考えます。

今後の特別支援学校卒業生等の受け入れに対応する必要があることから、生活介護だけでなく、他のサービスや地域活動支援センターを含めた日中活動の場の確保について検討が必要です。

事業者を対象としたヒアリング調査では、現在、就学年齢にある子どもを持つ保護者等より、学校を卒業した後に利用できる施設やサービスとしての、生活介護の利用ニーズが指摘されています。

③ 見込み量確保のための方策

市内事業者と連携を図り、定員の拡充や弾力化について運営法人と協議を進めるとともに、他の事業者に対しては情報提供等を行うことにより市内への新規参入を勧めるなどして、民間活力の活用を図っていきます。

なお、泉小学校跡地を活用した障害者福祉施設整備事業においては、医療的ケアを必要とする方を支援する重症心身障害者通所事業を含めた生活介護事業の実施に向け、選定された事業者との調整を行ってまいります。

(2) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

① 実績・見込み量

自立訓練の平成 28 年度の利用者数は機能訓練が 1 人、生活訓練が 11 人でした。平成 32 年度の利用者数を、機能訓練が 2 人、生活訓練が 11 人と見込みます。

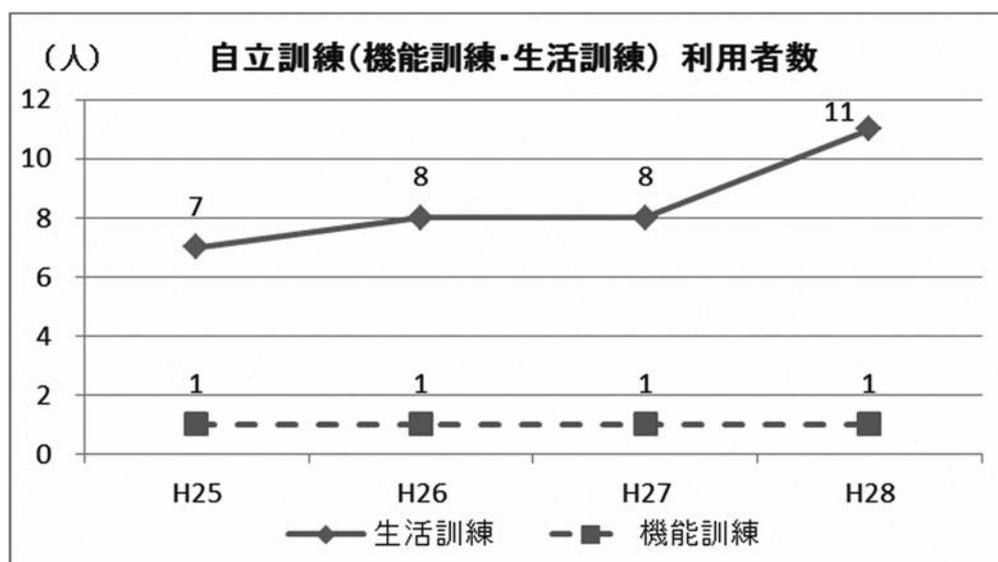
【サービス見込み量／1 か月あたりの利用者数、利用日数】

		平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度 (見込)	平成 31 年度 (見込)	平成 32 年度 (見込)
自立訓練 (機能訓練)	利用者数	1 人	2 人	2 人	2 人
	利用日数	8 日	16 日	16 日	16 日
自立訓練 (生活訓練)	利用者数	11 人	10 人	11 人	11 人
	利用日数	178 日	162 日	178 日	178 日

② 見込み量算出の背景

【実績の推移からみる傾向】

平成 25 年度以降、自立訓練（生活訓練）の利用者は増加傾向にあり、今後も増加傾向が継続すると推測されます。自立訓練（機能訓練）の利用者は横ばいです。



【算出の考え方】

平成 28 年度の実績では、自立訓練（機能訓練）の利用日数は、利用者 1 人あたり 8 日、自立訓練（生活訓練）利用日数は、利用者 1 人あたり 16.2 日でした。平成 30 年度以降も、利用者 1 人当たりの利用日数は同水準で推移するものと考えます。

自立訓練（機能訓練）については、近隣に事業所が少ないことや、最長 1 年 6 ヶ月の訓練期間が終了した後に利用できる日中活動の場が少ないことから、利用者は 1 名で横ばいとなっています。機能訓練を必要とする身体障害者の多くは、保谷障害者福祉センターで提供するリハビリテーションを利用しているのが現状です。

自立訓練（生活訓練）については、日中活動系サービスの利用や就労を始める前にこのサービスを利用するケースが多く、日中活動系サービスの利用の増加等に伴い、今後も増加傾向が続くと考えられます。

③ 見込み量確保のための方策

今後もサービスを必要とする人やサービス提供事業所の状況の把握に努めるとともに、引き続き、利用可能な施設等の情報収集等に努めていきます。また、市内においてサービスの提供が確保できるよう、民間事業者等との連携・協力を図っていきます。

なお、自立訓練（機能訓練）に関連するリハビリテーションの利用ニーズに対しては、引き続き保谷障害者福祉センターを活用しながら、今後増加していくニーズにどう対応していくかについて、日中活動の場の整備状況等も勘案し、検討を進めていきます。

(3) 就労移行支援

① 実績・見込み量

就労移行支援の平成 28 年度の利用者数は 38 人でした。平成 32 年度の就労移行支援の利用者数を 53 人と見込みます。

【サービス見込み量／1か月あたりの利用者数、利用日数】

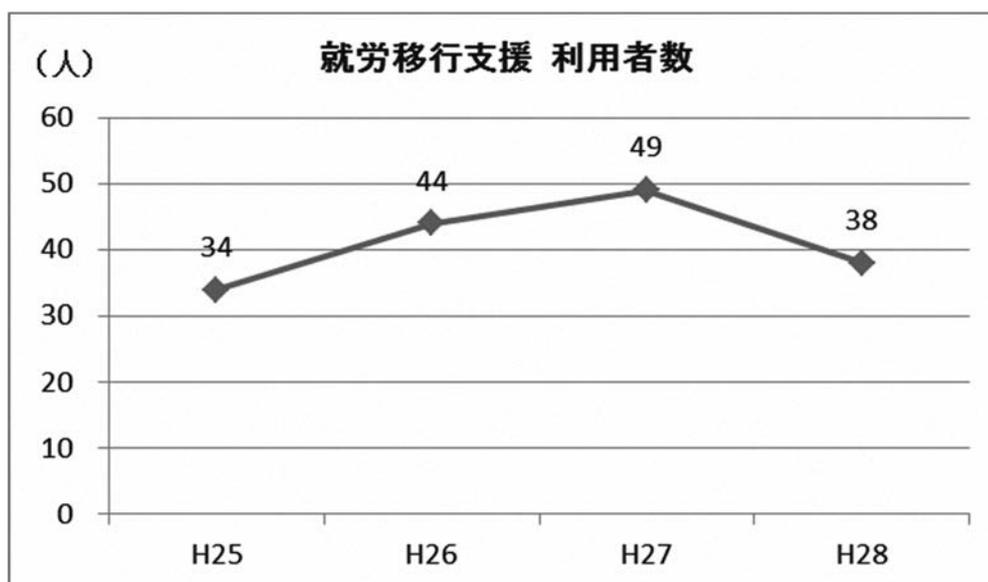
		平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度 (見込)	平成 31 年度 (見込)	平成 32 年度 (見込)
就労移行支援	利用者数	38 人	48 人	51 人	53 人
	利用日数	688 日	787 日	829 日	871 日

② 見込み量算出の背景

【実績の推移からみる傾向】

平成 25 年度から平成 27 年度にかけ、就労移行支援の利用者数は増加を続けてきましたが、平成 28 年度には、前年の 49 名から 38 名へと減少しました。

利用者の一般就労の実現が進むと、事業所としては利用者が減少するため、事業継続のためには新規に利用者確保することが必要になります。このように、就労移行支援の利用者数の減少には、サービスの特性も要因の一つに挙げられます。



【算出の考え方】

平成 28 年度の実績では、利用者 1 人あたりの利用日数は 18.1 日でした。平成 30 年度以降も、利用者 1 人当たりの利用日数は同水準で推移するものと考えます。

平成 25 年 6 月に改正された障害者雇用促進法（平成 28 年 4 月 1 日施行）等の影響により、精神障害者を中心に、就労に関するサービスのニーズは高まりつつあります。近年の実績の推移に加え、平成 30 年 4 月より、市内で新規に 1 事業所が開設予定であることも踏まえると、利用者数の増加傾向は続くと考えられます。

また、精神障害者に加え、知的障害者において今後の利用意向が高く、今後の利用者の増加が推測されます。事業者を対象としたヒアリング調査では、特にオフィスワーク等での就労に向けた訓練が行える事業所の不足が指摘されています。

③ 見込み量確保のための方策

事業所の新規参入に向け、民間事業者に対する情報提供等の支援を引き続き実施します。

なお、泉小学校跡地を活用した障害者福祉施設整備においては、就労移行支援事業の実施に向け選定された事業者との調整を行ってまいります。

(4) 就労継続支援（A型・B型）

① 実績・見込み量

就労継続支援の平成 28 年度の利用者数は、A 型（雇成型）が 10 人、B 型（非雇成型）が 390 人でした。平成 32 年度の見込みの利用者数を、A 型が 14 人、B 型が 442 人と見込みます。

[サービス見込み量／1 か月あたりの利用者数、利用日数]

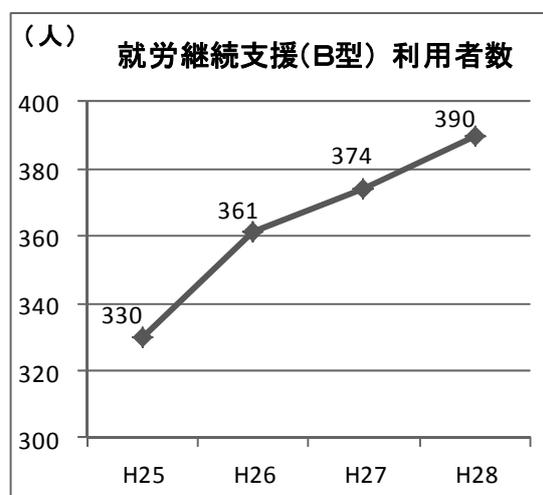
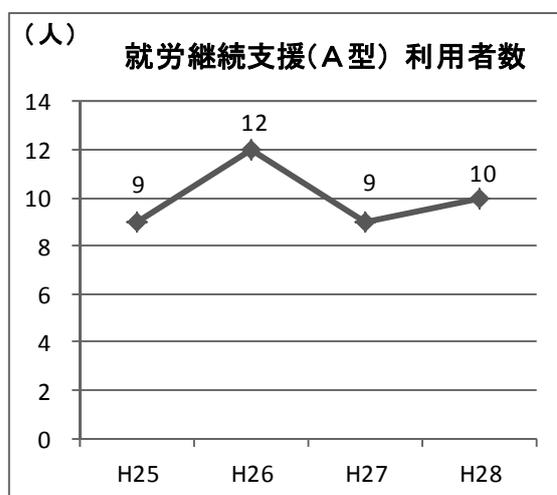
		平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度 (見込)	平成 31 年度 (見込)	平成 32 年度 (見込)
就労継続支援 A 型	利用者数	10 人	12 人	13 人	14 人
	利用日数	178 日	214 日	231 日	249 日
就労継続支援 B 型	利用者数	390 人	407 人	424 人	442 人
	利用日数	6,886 日	7,179 日	7,481 日	7,800 日

② 見込み量算出の背景

【実績の推移からみる傾向】

就労継続支援 A 型は、平成 25 年度から平成 28 年度にかけて、10 名前後の利用者数となっています。実績の推移をみると、今後やや増加していくと考えられます。

就労継続支援 B 型は、生活介護と同様に、平成 23 年度末までの事業所の法内化等の影響により、平成 26 年度までは利用者数の急速な増加が続きました。平成 27 年度以降、増加ペースは落ち着いているものの、今後も増加傾向が継続すると推測されます。



【算出の考え方】

平成 28 年度の実績では、就労移行支援 A 型、就労移行支援 B 型の利用日数は、それぞれ利用者 1 人あたり 17.8 日、17.6 日でした。平成 30 年度以降も、利用者 1 人当たりの利用日数は同水準で推移するものと考えます。

平成 25 年 6 月に障害者雇用促進法が改正され、法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加える等の措置を講ずることになり、本法律は平成 28 年 4 月 1 日から施行されました。また、法定雇用率も引き上げられており、こうした近年の障害者雇用施策から就労に関するサービスの利用者はさらに増加していく可能性が考えられます。

アンケート調査では、十分利用できていない障害福祉サービスに関し、就労継続支援を挙げる人は、知的障害者で 1 割強、精神障害者で約 2 割となっていますが、身体障害者では 2% にとどまっています。

就労継続支援（A 型）については、近隣も含め事業所数がほとんどなく、利用者も少ないのが現状です。利用者と雇用契約を結ぶ必要があることから、最低賃金の確保等経営上の困難があり、事業所数が伸び悩んでいると考えられます。

就労継続支援（B 型）については、利用者数、事業所数ともに増加していますが、事業者の意見として、利用者の高齢化が進んでおり、事業所の分化（利用者の能力や特性に合った事業所を整備）による、サービス充実の必要性も指摘されています。

③ 見込み量確保のための方策

就労継続支援（B 型）は、市内のいくつかの事業所では満員に近く、これ以上の利用者の受け入れは難しいとの意見もあります。近隣の特別支援学校の卒業生など、今後も継続的に新規の利用希望者が見込まれるため、今後の新規参入支援などの方法や、既存事業所の事業拡大への効果的な支援策などについて引き続き検討していきます。

就労継続支援（A 型）は、近隣地域においても事業所の撤退等の動きがみられるため、需要を見極め、必要に応じて事業所の誘致等に取り組みます。

また、引き続き「就労支援センター・一歩」を中心とした就労支援体制などにより、より就労しやすい環境づくりを目指していきます。

(5) 就労定着支援

① 実績・見込み量

平成 30 年度より新設されるサービスであり、平成 32 年度の利用者数を 10 人と見込みます。

[サービス見込み量／1か月あたりの利用者数]

		平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度 (見込)	平成 31 年度 (見込)	平成 32 年度 (見込)
就労定着支援	利用者数	—	2 人	5 人	10 人

② 見込み量算出の背景

【算出の考え方】

本サービスは、福祉就労を卒業し、企業就労した方の定着に向け、企業就労に伴い生じる生活面の課題に対する支援（体調管理、金銭管理、生活リズムの整え、服薬管理等）を行うサービスです。生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援の過去の実績および、一般就労に移行した人数を勘案し、算出します。

事業者へのヒアリング調査では、既に共同生活援助や生活訓練、放課後等デイサービスといった事業を展開している事業者より、就労定着支援への参入意向が示されており、事業者の視点でも、一定のニーズが把握されていることが想定されます。

西東京市では、「就労支援センター・一歩」において、障害者の就労定着に向けた事業（相談、情報提供、採用に向けた支援、採用後の生活支援等）を実施しています。今後の就労定着支援事業所の開設、サービスの開始を視野に入れ、「就労支援センター・一歩」は、生活面の支援以外の業務である、相談や情報提供、採用に向けた支援等の業務に重点的に取り組むよう、シフトしていくことが考えられます。

③ 見込み量確保のための方策

サービスの利用が見込まれる人のニーズの把握や、制度の周知、事業所の開設、参入に向けた情報収集に努めます。

(6) 療養介護

① 実績・見込み量

療養介護の平成 28 年度の利用者数は 18 人でした。平成 32 年度の利用者数を 19 人と見込みます。

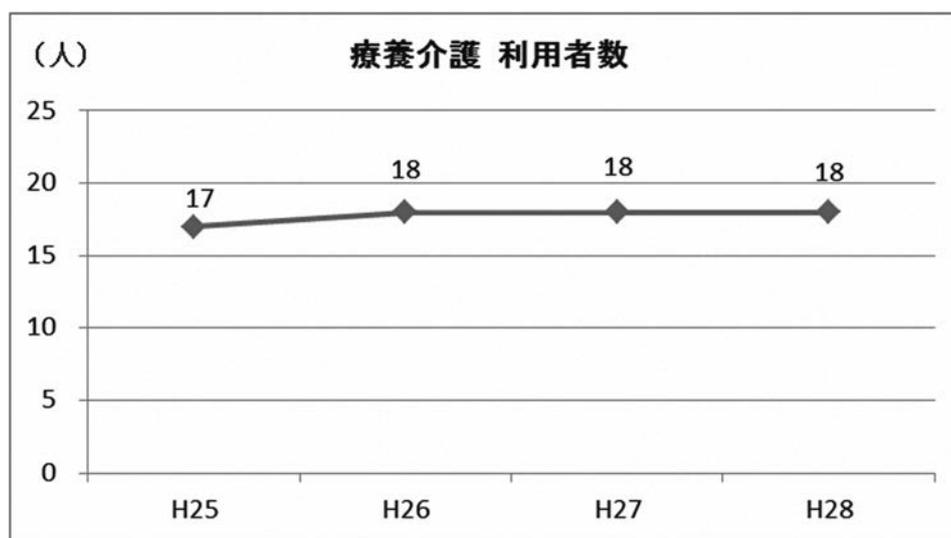
[サービス見込み量 / 1 か月あたりの利用者数]

	平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度 (見込)	平成 31 年度 (見込)	平成 32 年度 (見込)
療養介護	18 人	19 人	19 人	19 人

② 見込み量算出の背景

【実績の推移からみる傾向】

平成 25 年度以降、療養介護の利用者数は横ばいとなっています。



【算出の考え方】

平成 30 年度以降の利用者数についても、平成 28 年度以前と同水準で推移すると推定されます。一方で、現在、療養介護を提供できる施設（病院）が都内でも数が所しかないため、今後も利用調整が必要です。

③ 見込み量確保のための方策

今後もサービスを必要とする人やサービス提供事業所の状況の把握に努めるとともに、引き続き、東京都や医療機関等と情報交換を行いながら、利用可能な施設等の情報収集等に努めていきます。

(7) 短期入所（福祉型・医療型）

① 実績・見込み量

短期入所の平成 28 年度の利用者数と利用日数は、福祉型が 77 人（延 317 日）、医療型が 9 人（延 55 日）でした。平成 32 年度の短期入所の利用者数と利用日数を、福祉型が 104 人（延 426 日）、医療型が 9 人（延 55 日）と見込みます。

【サービス見込み量／1か月あたりの利用者数、利用日数】

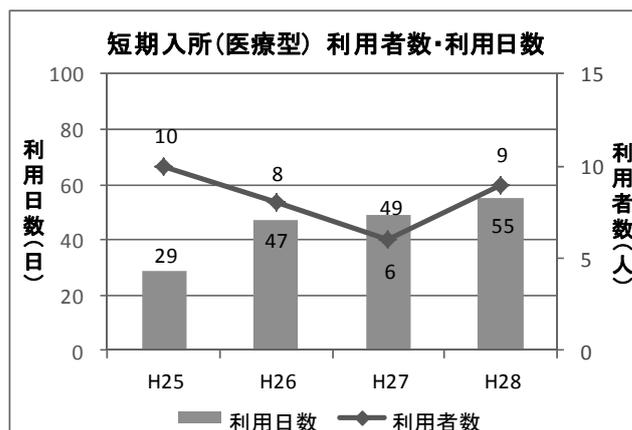
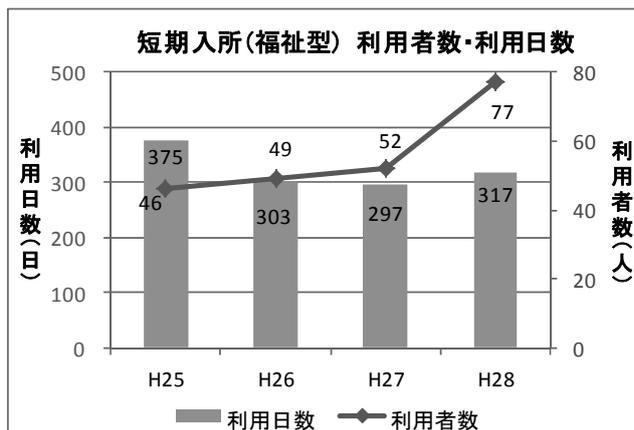
		平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度 (見込)	平成 31 年度 (見込)	平成 32 年度 (見込)
短期入所 (福祉型)	利用者数	77 人	86 人	94 人	104 人
	利用日数	317 日	352 日	387 日	426 日
短期入所 (医療型)	利用者数	9 人	9 人	9 人	9 人
	利用日数	55 日	55 日	55 日	55 日

② 見込み量算出の背景

【実績の推移からみる傾向】

短期入所（福祉型）の利用者数は、平成 25 年度から平成 27 年度にかけて、横ばいから微増で推移していますが、平成 28 年度には、前年度の 52 人から 77 人へと大きく増加しています。一方で、利用日数は平成 25 年度の 375 日から平成 26 年度には 303 日へと減少し、平成 26 年度から平成 28 年度までは横ばいから微増で推移しています。この実績から、利用ニーズは高まっているものの、サービス事業所数の不足等により、利用日数は伸び悩んでいる状況にあると考えられます。

短期入所（医療型）の利用者数は、平成 26 年度から平成 28 年度にかけて、10 名弱で推移しています。平成 27 年度は 6 名に減少しましたが、平成 28 年度には 9 名と増加しています。今後も利用者数は 10 名弱で推移すると推測されます。



【算出の考え方】

平成 28 年度の実績では、短期入所（医療型）の利用日数は、利用者 1 人あたり 6.1 日、短期入所（福祉型）の利用日数は、利用者 1 人あたり 4.1 日でした。平成 30 年度以降も、利用者 1 人当たりの利用日数は同水準で推移するものと考えます。

短期入所は、特に障害児や知的障害者において、サービス未利用者の利用意向が高く、サービス利用者においても、今後の継続的な利用意向が示されています。また、事業者を対象としたヒアリング調査では、「保護者や支援者の負担軽減のため、利用ニーズは強いが、受け入れ先が不足している」という状況が複数の事業所より指摘されています。

③ 見込み量確保のための方策

市内や近隣のサービス提供事業所と連携し、サービスの提供体制の拡充に努めるとともに、利用者に対する情報提供を行うことで、現在ある事業所を効率的に利用できるよう努めます。

なお、泉小学校跡地を活用した障害者福祉施設整備においては、短期入所事業の実施に向け選定された事業者との調整を行ってまいります。

3 居住系サービス

(1) 自立生活援助

① 実績・見込み量

平成 30 年度より新設されるサービスであり、平成 32 年度の利用者数を 2 人と見込みます。

[サービス見込み量／1 か月あたりの利用者数]

		平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度 (見込)	平成 31 年度 (見込)	平成 32 年度 (見込)
自立生活援助	利用者数	－	1 人	2 人	2 人

② 見込み量算出の背景

【算出の考え方】

本サービスは、障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者が、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うものです。施設入所支援、共同生活援助からの単身生活への移行者数の実績、地域移行支援や地域定着支援の利用者数を勘案し、算出します。

また、事業者へのヒアリング調査では、既に共同生活援助や相談支援等の事業を行っている複数の事業者より、自立生活援助への参入意向が示されています。事業者の視点でも、一定のニーズが把握されていることが想定されます。

③ 見込み量確保のための方策

サービスの利用が見込まれる人のニーズの把握や、制度の周知、事業所の開設、参入に向けた情報収集に努めます。

(2) 共同生活援助（グループホーム）

① 実績・見込み量

共同生活援助（グループホーム）の平成 28 年度の利用者数は 155 人でした。平成 32 年度の利用者数を 205 人と見込みます。

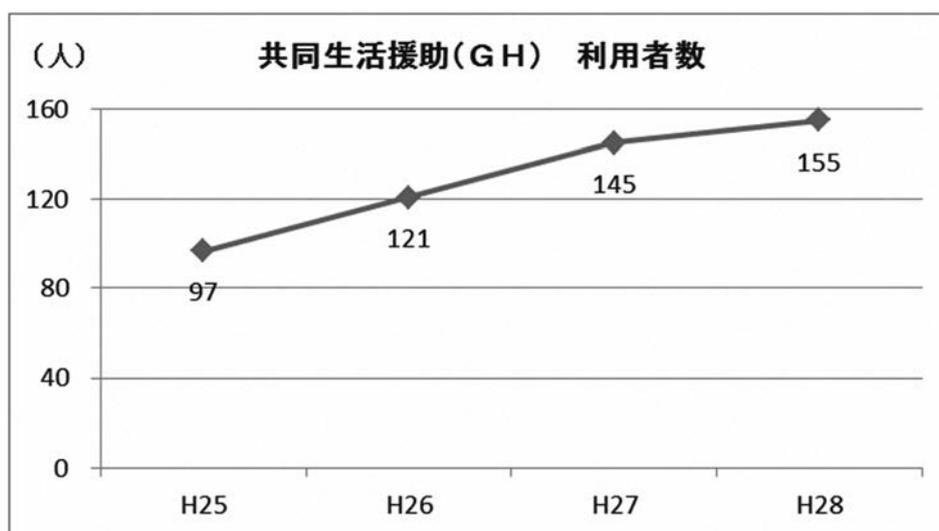
【サービス見込み量／利用者数】

	平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度 (見込)	平成 31 年度 (見込)	平成 32 年度 (見込)
共同生活援助(グループホーム)	155 人	176 人	190 人	205 人

② 見込み量算出の背景

【実績の推移からみる傾向】

共同生活援助の利用者数は増加傾向にあり、今後も増加すると推測されます。



【算出の考え方】

第 4 期障害福祉計画にグループホームの整備促進を位置づけ、グループホーム設置者に対し、補助制度等に関する情報提供、調整等必要な支援を行い、市内グループホームの誘致を図ってきました。

第 4 期障害福祉計画策定時に 27 ユニットだった市内グループホームは、社会福祉法人等事業者により、精神障害者の滞在型グループホームも含めて、新たなグループホームの開設が行われ、現在は 37 ユニットが開設されている他、複数の施設整備の計画が進んで

いることから、一定の進捗が図られていますが、身体障害者を主たる対象とするグループホームが市内には開設されていない状況です。

国が、福祉施設入所者の地域生活への移行を基本方針としていることに加え、事業所や障害者団体・障害者支援団体を対象としたヒアリング調査では、「親亡き後」を見据えた居住の場の整備に対するニーズの高さから、今後も引き続きグループホーム設置の誘致を進めていく必要があります。

③ 見込み量確保のための方策

グループホームの整備に向け、事業者への情報提供等や都補助制度の活用などにより、新規事業者の誘致等を図っていきます。

身体障害者を主たる対象とするグループホームの整備には、バリアフリー化に対応するスペースや設備が必要となることや、身体介護等に複数名での介助が必要な場合があること等の課題がありますので、施設整備に関する土地確保について、東京都が進めている公有地活用による福祉インフラ整備事業の活用等を検討します。

なお、泉小学校跡地を活用した障害者福祉施設整備について、共同生活援助事業の実施に向け選定された事業者との調整を行ってまいります。

(3) 施設入所支援

① 実績・見込み量

施設入所支援の平成 28 年度の利用者数は 147 人でした。平成 32 年度の施設入所支援の利用者数を 154 人と見込みます。

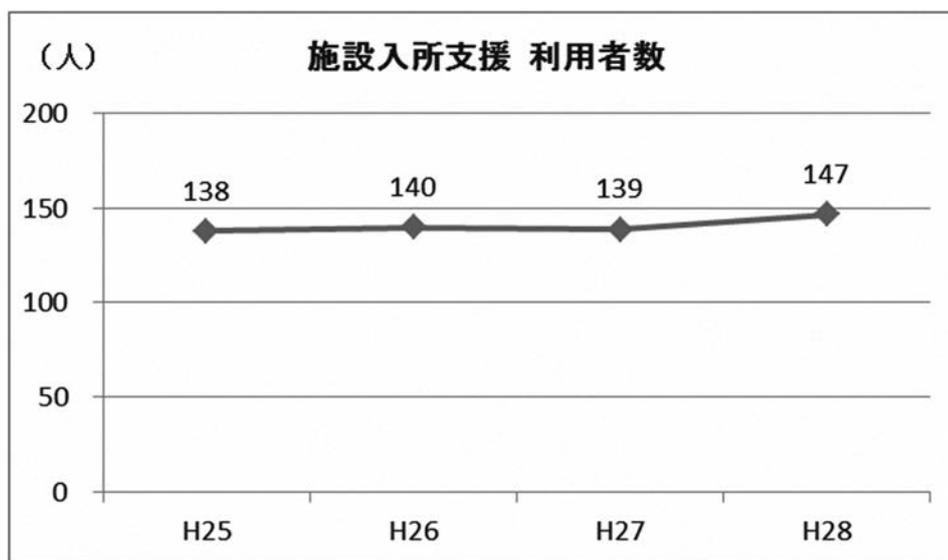
[サービス見込み量／利用者数]

	平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度 (見込)	平成 31 年度 (見込)	平成 32 年度 (見込)
施設入所支援	147 人	149 人	151 人	154 人

② 見込み量算出の背景

【実績の推移からみる傾向】

施設入所支援の利用者数は、平成 25 年度から平成 27 年度にかけては横ばいで推移し、平成 28 年度は前年度よりも 8 人増加しています。



【算出の考え方】

入所待機者は昨年度より増加しており、施設の空き状況によっては利用実績の増加が見込まれます。しかしながら、施設入所支援の事業所については、既存事業所がない地域に限り事業所の新設が認められることから、新たな施設整備は難しい状況にあります。また、入所施設から地域生活へ移行する人の数は年々減少傾向にあることから、施設入所者の地域移行が進みづらい状況が推測されます。

今後、全国的にグループホーム等の地域移行の受け皿が整備され、入所施設の空きが生まれていかなければ、施設入所の二重増加に対応するのは難しいと考えられます。

③ 見込み量確保のための方策

国が示す基本方針を踏まえ、施設入所者の地域移行を促しているところですが、地域で自立した生活を営むことが困難であり、施設入所の利用を希望される方に対しては、家族や本人の意向を聞きながら引き続き情報提供や相談等に取り組めます。

4 相談支援

(1) 相談支援について

障害者総合支援法では、相談支援は「基本相談支援」「計画相談支援」「地域相談支援」に分類され、「基本相談支援」と「計画相談支援」を行う事業は「特定相談支援」、「基本相談支援」と「地域相談支援」を行う事業は「一般相談支援事業」と定義されています。

相談の種別	概要	相談実施者
基本相談支援	地域の障害者等の福祉に関する各般の問題について、障害者（児）、障害児の保護者または障害者（児）の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市及び指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を総合的に供与します。	○市町村が直接または ○指定特定相談支援事業者[委託]または ○指定一般相談支援事業者[委託]
計画相談支援	サービス利用支援と継続サービス利用支援があります。サービス利用支援は、障害者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定が行われた後に、当該支給決定等の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行います。継続サービス利用支援は、サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の変更等を行います。	○指定特定相談支援事業者（計画作成担当） ※市町村長が事業者を指定
地域相談支援	地域移行支援と地域定着支援があります。地域移行支援では、障害者支援施設等に入所している障害者または精神科病院に入院している精神障害者に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を供与します。地域定着支援では、居宅において単身等の状況で生活する障害者に対して、当該障害者との常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等において相談その他の便宜を供与します。	○指定一般相談支援事業者（地域移行・定着担当） ※都道府県知事が事業者を指定

(2) 計画相談支援

① 実績・見込み量

計画相談支援には、サービス等利用計画案を作成する「サービス利用支援」と、サービス等利用計画の検証等を行う「継続サービス利用支援」(モニタリング)があります。

サービス利用支援と継続サービス利用支援を合わせ、平成 32 年度の計画相談支援の利用者数を 186 人と見込みます。

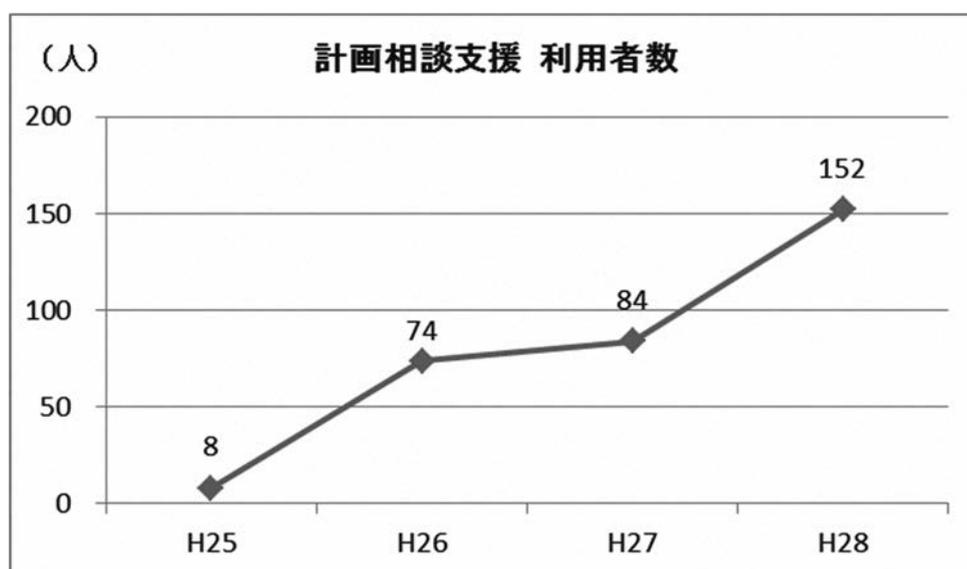
[サービス見込み量 / 1 か月あたりの利用者数]

	平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度 (見込)	平成 31 年度 (見込)	平成 32 年度 (見込)
計画相談支援	152 人	139 人	162 人	186 人

② 見込み量算出の背景

【実績の推移からみる傾向】

計画相談支援の利用者数は、平成 25 年度には 8 人でしたが、平成 28 年度には 152 人と大きく増加しています。



【算出の考え方】

平成 27 年度より、障害福祉サービスの支給決定の際には、市に対する「サービス利用計画案」の提出が義務付けられることとなりました。このことにより、平成 26 年度以降、計画相談の利用者が大きく増加したと考えられますが、今後は増加が鈍化すると想定されます。

今後、精神障害者の地域生活への移行を促していく上で、住居や日中生活の場の確保とともに、相談支援も重要であり、精神障害者による計画相談支援の利用が増加することも考えられます。

③ 見込み量確保のための方策

障害福祉サービスを利用する全ての障害者等がサービス等利用計画案を作成できるよう、市内外の相談支援事業所との連絡・調整を行うとともに、利用者に対してサービス等利用計画作成の案内を進めていきます。

(3) 地域相談支援

① 実績・見込み量

地域相談支援の平成 28 年度の利用者数は、地域移行支援、地域定着支援ともに 0 人でした。平成 32 年度の地域相談支援の利用者数を、地域移行支援、地域定着支援ともに 2 人と見込みます。

[サービス見込み量／1 か月あたりの利用者数]

	平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度 (見込)	平成 31 年度 (見込)	平成 32 年度 (見込)
地域移行支援	0 人	2 人	2 人	2 人
地域定着支援	0 人	2 人	2 人	2 人

② 見込み量算出の背景

【実績の推移からみる傾向】

「地域相談支援」の利用者数は、平成 26 年度、平成 27 年度では各 1 人、平成 28 年度では実績はありませんでした。「地域定着支援」の利用者数は、平成 26 年度に 2 人、平成 27 年度、平成 28 年度では実績はありませんでした。

これまでのところ、障害者総合支援法上のサービスの利用としての実績はほとんどありません。これは、地域相談支援を提供する一般相談支援事業所がサービス提供を行う代わりに、保谷障害者福祉センター等の地域活動支援センターが、実質的に同様の支援を提供しているためと考えられます。

【算出の考え方】

今後、一般相談支援事業所による障害者総合支援法上のサービスとしての支援へと移行していけば、利用実績は増加する可能性があります。近年の実績から、平成 30 年度以降も同水準の利用状況となることが推定されます。

③ 見込み量確保のための方策

地域相談支援は、入所・入院からの地域生活への移行を支援するものですが、入所希望者数は増加する一方で、地域生活へ移行する方の数は年々減少している傾向を考えると、地域

での生活の受け皿となるグループホーム、日中活動の場としての生活介護等のサービスの整備が進まなければ、地域生活への移行の推進は困難であると考えられます。

そこで、地域生活への移行支援と並行して、グループホームや、日中活動系サービス（生活介護等）等の基盤の整備を検討します。